『世界人権宣言』 第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。 第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、 国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するい かなる自由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権 利と自由とを享有することができる。 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあると を問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基ずくいかなる差別もしてはならない。